

# 令和3年度介護報酬改定について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、厚生労働省より令和3年度介護報酬改定について、訪問系のリハビリについて大きな改定がありましたので、要点をまとめました。

## 【要点】

- 今回の改定で要支援受給者に対する見直しの比重が大きい。
- 訪問看護でのリハビリは医療的な全身管理を行うケアの側面が強く、国の位置づけとして看護師の代わりに訪問するという役割があるという事の再認識を得る。
- 同時に、訪問リハビリ事業所のリハビリに対して、そのニーズの重要性や質の高さの認識を改めて得る。

## 【報酬について】

### 訪問看護事業所からの訪問リハビリ

#### <訪問看護>

- 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問 297 単位/回 → 293 単位/回  
※1日3単位以上(60分以上)の介入は90/100へ減算

#### <介護予防訪問看護>

- 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問 287 単位/回 → 283 単位/回  
※1日3単位以上(60分以上)の介入は50/100へ減算。
- 理学療法士等が利用開始日の属する月から12月超の訪問を行った場合  
1回につき5単位を減算  
※令和3年4月新設のため、起算となる場合は令和4年4月以降。

#### ☆算定要件☆

- 理学療法士等が行う訪問看護については、その実施した内容を訪問看護報告書に添付すること。

→従来の訪問看護報告書と別にリハビリの内容を記載した規定の書式で作成。

- 対象者の範囲について、理学療法士等が行う訪問看護については、訪問リハビリテーションと同様に「通所リハのみでは家屋内におけるADLの自立が困難である場

# 令和3年度介護報酬改定について

合」を追加する。

## 訪問リハビリ事業所からの訪問リハビリ

### <訪問リハビリテーション>

- 基本報酬 292 単位/回 → 307 単位/回
- リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ) 230 単位/月  
→廃止
- リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ) 280 単位/月  
→リハビリテーションマネジメント加算(A)イ 180 単位/月  
リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ 213 単位/月 (新設)
- リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ) 320 単位/月  
→リハビリテーションマネジメント加算(B)イ 450 単位/月  
リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ 483 単位/月
- リハビリテーションマネジメント加算(Ⅳ) 420 単位/月  
→廃止 (加算(B)ロに組み替え)

### <介護予防訪問リハビリテーション>

- 基本報酬 292 単位/回 → 307 単位/回
- 利用開始日の属する月から12月超の訪問を行った場合  
1回につき5単位を減算。  
※令和3年4月新設のため、起算となる場合は令和4年4月以降。
- 介護予防リハビリテーションマネジメント加算 230 単位/月  
→廃止

### <退院・退所直後のリハビリテーションの見直し>

1週に6回を限度として算定が認められる訪問リハビリテーションについて、退院・退所直後のリハビリテーションの充実を図る観点から、退院・退所の日から起算して3月以内の利用者に対して週12回まで算定を可能とする。(通知改正)